

認定実務実習指導薬剤師 認定要綱の改正点

日本薬剤師会
常務理事 永田泰造

1. 講座ウ：実務実習モデルコアカリキュラムについて

改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムについてに変更

講座（カ）と同一の内容とする（当面の間）

2. 勤務先等の望ましい条件の変更

日薬が変更した受入薬局に対する基本的な考え方で示した施設要件に統一

3. ワークショップの終了証及び座学講習受講証の取り扱い

受講資格のない受講者は無効になる点

4. 更新時の指導実績の明確化

勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った
場合に限る。

5. 「3年以上の継続した勤務」についての変更

認定期間中に3年以上病院又は薬局で実務に従事していること。及び更新申請の
直近1年以上継続的に病院又は薬局で実務に従事していること。に変更

6. 今回の講座（ウ）変更に伴う注意点

新規要請に伴う講座（ウ）と更新講習に伴う講座（カ）の同時開催可能

講座（ウ）と講座（カ）で成果報告書が異なるので、対応の誤りを防止すること

1. 講座ウ：実務実習モデルコアカリキュラムについて
改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムについてに変更
講座（カ）と同一の内容とする（当面の間）
2. 勤務先等の望ましい条件の変更
日薬が変更した受入薬局に対する基本的な考え方で示した施設要件に統一
3. **ワークショップの終了証及び座学講習受講証の取り扱い**
受講資格のない受講者は無効になる点
4. 更新時の指導実績の明確化
勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った
場合に限る。
5. 「3年以上の継続した勤務」についての変更
認定期間中に3年以上病院又は薬局で実務に従事していること。及び更新申請の
直近1年以上継続的に病院又は薬局で実務に従事していること。に変更
6. 今回の講座（ウ）変更に伴う注意点
新規要請に伴う講座（ウ）と更新講習に伴う講座（カ）の同時開催可能
講座（ウ）と講座（カ）で成果報告書が異なるので、対応の誤りを防止すること

新規認定指導薬剤師の養成について

養成研修の受講資格

①実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。

この場合、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。

認定申請

②ワークショップの修了証（写し） ③講習会の受講証（写し）

5. に規定する認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた修了証は無効である。

1. 講座ウ：実務実習モデルコアカリキュラムについて
改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムについてに変更
講座（カ）と同一の内容とする（当面の間）
2. 勤務先等の望ましい条件の変更
日薬が変更した受入薬局に対する基本的な考え方で示した施設要件に統一
3. ワークショップの終了証及び座学講習受講証の取り扱い
受講資格のない受講者は無効になる点
4. **更新時の指導実績の明確化**
勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。
5. 「3年以上の継続した勤務」についての変更
認定期間中に3年以上病院又は薬局で実務に従事していること。及び更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で実務に従事していること。に変更
6. 今回の講座（ウ）変更に伴う注意点
新規要請に伴う講座（ウ）と更新講習に伴う講座（カ）の同時開催可能
講座（ウ）と講座（カ）で成果報告書が異なるので、対応の誤りを防止すること

認定指導薬剤師更新申請について

(1)更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

- ① 認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

- ② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で実務に従事していること。

- ③ 更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、薬学教育モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質（以上、講座力：改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムについて）等とする。更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。